

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立古里保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 5年 5月 1日(契約日)～ 令和 6年 2月 2日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成 28 年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【食育に力を入れた保育の取組】

ランチルームと調理室が隣接しており、子どもたちは毎日食材や調理過程を見学でき、調理員とコミュニケーションが取れるようになっている。給食の時間になると調理室とランチルームの境にあるガラス張りの引き戸が開かれ、調理員が給食を配膳台に並べ、3歳以上児は調理員に見守られながらバイキング形式で食事の準備をしている。子どもたちは、手際よく弁当やおかず等をお盆にとり、好きな席に着くまでの動線がスムーズで、混雑なく食事態勢に入ることができる。このバイキング方式は長期間継続されており、楽しく食事ができるように見直し改善され、今日のような流れ・方式に至っている。調理室前の廊下の壁面等を利用して、調理員が食育コーナーを設置している。その壁面いっぱい、富山市の今年度の食育テーマ「日本の味めぐり」に合わせて、日本各地の郷土料理が日本地図上に描かれている。食材あてクイズや栄養に関するクイズ、食物の名前当てクイズを交え、子どもの“食”への興味・関心を深めるための取組が積極的に行われている。「食べることは生きることにつながる」という意味を職員全体で、子どもに知らせようとする意欲が見られる。保護者は、調理員と日常的に直接挨拶や相談ができる環境の下、信頼関係が築かれている。その成果を富山市こども保育課主催の給食関係者研修会や富山県保育士会主催の食育関係者研修会で、発表テーマ「食べて感じてぐんぐん伸びる古里っ子」と題して発表している。

【豊かな自然と木のぬくもりの感じられる施設で環境を活かした保育体験】

保育所は自然豊かな田園地帯が広がる住宅街にあり、木造のぬくもりを感じる平屋建てである。保育所内は、調理室に隣接するランチルーム、雄大な立山連峰等周囲を360度見渡せる展望台「ぼくらの塔」等があり、子どもにとって環境を活かした豊かな保育が提供できる施設となっている。敷地内では、柿やキウイ等の果実や野菜の栽培を通じた食育体験、季節の小動物とふれあいながらアゲハチョウをふ化させる等、小さな虫の生態にふれる体験、年長児は「ぼくらの塔」で立山連峰がきれいに見える晴れた日に所長と会食をする特別な体験等、施設内外の環境を活かした保育体験が展開され、今年度のテーマ「のびのび遊んでぐんぐん育つ古里っ子」を目指し実践している。

◇ 改善を求められる点

【全職員の保育の質の向上に向けた取組】

今年度の研修目標「保育に必要な知識、実践力を身につけ、保育の質を向上させる」を掲げ、園内公開保育や第三者評価票及び保育のガイドラインチェックリストの実施と振り返り等に取組んでいる。所長は正規職員だけでなく会計年度任用職員共に質の向上を図るために、今年度から「会計年度任用職員会議」を月1回開き、職場会議の伝達や周知すべき事項(各種マニュアルや法令遵守等)について話をしたり、意見を聞いたりする取組を始めている。今後もこの取組を継続し、職員一人ひとりの育成と職員の同僚性を高める取組に期待したい。

【社会資源の明確化と関係機関との連携図の作成】

保育所として、子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法は一部把握しリスト化されているが、体系的にわかりやすくまとめた「古里保育所地域関係図」を作成することがより望ましい。連携図の中に伝統文化・ボランティア・相談、交流、連携・防犯、緊急等に関わる様々な分野の機関を、古里保育所を中心として見やすく理解しやすい形にして作成することが望ましい。

【安全な戸外遊び】

0・1歳児クラスに専用の庭が設置されている。部屋と外の境の出入りの段差が高く危険である。また、砂場の砂の補充や周りの安全等に配慮が必要である。草が長く伸びている箇所があり、蚊や害虫等の対策に常時除草する等、乳児が安全に戸外遊びを楽しめるよう園庭整備に期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価の受審により、古里保育所の良い点と改善すべき課題を明確にさせていただき、ありがとうございます。今年度は「保育に必要な知識、実践力を身につけ、保育の質を向上させる」という園内研修テーマのもと、園内公開保育の他、全職員で自己評価票や各種チェックリスト、マニュアル等の確認や見直しを行ってきました。集計結果や自己評価が低い点については話し合いや資料を読み解くことで理解を深め、会計年度任用職員も含めた全職員で共通理解を図ることを大切に、職員一人一人の保育の質向上に向け、努めてきました。子ども達への関わり方、保育内容、保育環境等について全職員が意見を出し合い、話し合いを深めることができたことは大きな学びにつながりました。評価していただいた食育活動については、今後も引き続き、ランチルームと調理室が隣接しているという古里保育所のすばらしい環境を活かし、調理員と子ども達との交流や様々な食育体験を大切に、食材や栄養に興味をもち、食べることが大好きな元気な子ども達を育てていきたいと思えます。

改善を求められた点については、改善に向けた計画を立て、確実に実践していきたいと思えます。そして子ども達、保護者の思いに寄り添い、地域との連携を密にし、「安心・安全な楽しい保育」が提供できるように努めていきたいと思えます。

最後に、今回第三者評価を受審するにあたりご尽力いただいた評価機関の皆様、お忙しい中利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様にご心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市基本理念』に基づいた保育理念を掲げており、年度初めに会議等で全職員に周知を図っている。保護者には「重要事項説明書」「保育所運営について」を配付したり、保護者会総会や入所説明会、保育参観等で資料を基に説明したりして周知を図っている。玄関にも「保育理念」「保育方針」「保育目標」等、分かりやすく図式を用いて掲示している。地域に向けては「古里保育所だより」を年4回発刊し回覧したり、地区センターや小学校、行事の時に来賓に渡したりする等、周知に努めている。今後は、保育運営についてのアンケートを実施する際に「保育理念」や「基本方針」に関する項目も設け、周知状況を確認することが望ましい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するため『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、その中に分析及び取組・方策が示されている。関係機関発刊の保育情報誌を職員に回覧し、保育に関する社会的な動向や傾向の把握に努めている。毎年『保育所要覧』を作成し、入所児童の校区内外の利用状況や家族状況の把握に努めている。また、地域の会合に参加したり、自治振興会より発刊されている『ふるさと地区だより』を読んだりして、地域の動向の把握に努めている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

公営のため、設置主体である富山市より基準に準じた利用者の決定とその運営に必要な予算及び人員配置が行われている。保育内容や職員体制、保育環境や設備の整備、人材育成について、現状を把握し、問題や課題を全職員で話し合い改善に向けて取り組んでいる。運営の効率化を図るために、ホワイトボードに日程、職員配置等を表記し、業務内容や職員の状況が一目で分かるよう工夫している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業』『富山市教育・保育方針』に基づき「令和5年度 古里保育所 中長期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定している。年度末から年度初めにかけて評価や見直しを図り「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」の4項目の視点や施策を明記し、全職員に配付し周知している。今後は、計画された目標や取組の達成年度や実施期間等について、具体化した内容となるよう期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「古里保育所 中長期事業計画」に基づき「令和5年度 古里保育所単年度事業計画」が策定されている。年度初めに、今年度取組みたいことを職員で話し合い「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」の4項目の視点や施策、「年齢別保育目標」「園内研修」の内容について明記し、全職員に配付、周知を図っている。同時に、単年度の計画を月別に表記し達成期間を明確にしており、実施状況の評価が行えるようになっている。当保育所では「重要事項説明書」の運営の方針の下に、5つの目指す保育が明記されている。保護者にも「保護者の意向調査表（お子さんへの思いやどんな子どもに育ててほしいか）」による調査を年2回行っている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は年度末に評価を行い次年度に生かしている。年度初めに職員間で話し合い、意見を集約し、策定している。作成した事業計画を全職員に配付し、年度初めの会議で説明している。行事等、保護者の参加する内容についてアンケートを実施し、その結果を職員で共有しながら実施状況の把握や評価・見直しが行われている。年度末には保育所運営に関する保護者アンケートを実施している。今後は、月末に行われる各ひよこ会議（0・1歳）、りす会議（2歳）、以上児会議（3歳以上児）で「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の拠点としての役割」に関する項目を議題として取り上げ、会計年度任用職員を含めた全職員の</p>		

意見を集約・反映させる等、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しが、定期的かつ組織的に、継続性をもって行われる体制の構築に期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>今年度の「保育所テーマ」「保育理念」「保育方針」「保育目標」「年齢別保育目標」「保育運営」「地域の保育所」「健康・安全管理」「人材育成」が記載された「令和5年度 保育所運営について」を配付している。「保育目標」では「のびのびと遊ぶ元気な子ども」「思いやりを持ち、自分も友達も大切に出来る子ども」「様々なことに興味・関心を持ち、意欲的に取り組む子ども」「自分で考え行動できる子ども」の4つの目標を掲げ、それぞれの目標について保育者の配慮事項を明記している。また、「令和5年度 年間行事予定表」「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「保健だより」等を配付したり、玄関コーナーに活動内容や活動の様子の写真を掲示したり、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で配信したりしながら、保護者の周知を図っている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>平成28年度に続き、2度目の第三者評価を受審し質の向上に向けた取組を継続している。年2回、第三者評価票を用いた評価を全職員で行い、結果を集計し、評価の低い項目について要因を探り、改善に向け、職員会議で検討している。また、年齢別、異年齢別児童指導計画（月間指導案）を立案し、毎週評価・反省を行い翌月につなげている。今年度は研修テーマ「保育に必要な知識、実践力を身につけ、保育の質を向上させる」を掲げ、研修年間計画を立て、組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『第三者評価の自己評価（保育内容）』『保育のガイドラインチェックリスト』『人権擁護のためのチェックリスト』を活用し、各評価を集計・分析し、明確になった課題を文書化したものを職員に配付し、改善に向けた職員の思いや取組を記載したり、会議で話し合ったりしている。『第三者評価の自己評価（共通評価基準）』は集計や分析を試みたが改善計画作成までには至らなかった。今後は『第三者評価の自己評価（共通評価基準）』についても、全職員参画の下、課題を明確にし、改善策や改善計画を策定する仕組み作りに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに、所長の具体的な役割と責任を明記した職務分担表を全職員に周知すると同時に、富山市の『教育・保育方針』、この保育所の「保育方針」を伝え理解を図っている。災害時や事故時は、この保育所作成の「保育所における安全管理体制」に基づき、所長の指示に従い行動している。所長不在時は、副所長が速やかに所長に報告し対応する等、職務を代行し円滑かつ継続的に福祉サービスが提供できる体制を整えている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市主催の所長会議等において、遵守すべき法令について指導を受け、児童福祉法、児童虐待防止法、個人情報保護法について周知し、守秘義務の徹底を全職員に呼びかけている。個人情報が含まれる文書等の取り扱いについても確認している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年齢別及び異年齢児指導計画の確認を行い、日々保育室に入り、保育の質について評価・分析を行っている。保育における課題が見えてきた時は、その都度朝のミーティングや職場会議で話し合い、改善に向け助言・指導を行っている。園内研修では、保育の質の向上に向け、園内公開保育、子どもの関わり方に関する事例検討会、各種マニュアルの確認・見直し、チェックリストの実施と振り返り等、職員と共に行っている。朝のミーティングや園内研修、職場会議等では、職員に積極的に意見を出してもらい、まとめて保育の方向性等を決めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公営管理体制のため、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。早番や遅番、休憩、休暇、研修等、職員の状況や保育に必要な業務を事務室のホワイトボードに書き込むことで、職員配置状況や個々の業務の進捗状況が把握でき、業務が偏らないよう互いにサポートし合い、効率よく保育や業務が出来る体制が整っている。また、職場会議や園内研修の持ち方について、事前に議題を伝えたり準備をしたりしながら、会議の効率化を図ると同時に、働きやすい環境を整備している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公営管理下であり、富山市は在籍人数に応じ適切な人員配置及び人材育成と確保に努めている。正規職員の採用及び処遇改善などについては、富山市が策定した『第2期 富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき事業の見通しをたてながら、入所児童数を見据え会計年度任用職員も含め採用計画を行っている。職員配置は、正規職員や会計年度任用職員のバランスや経験年数を考慮している。富山市は『富山市職員採用案内2023』として具体的な内容を紹介した『保育士採用案内』を作成し、近隣都道府県の保育士・幼稚園教諭養成校等に人材確保に向けた取組を継続している。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>運営主体である富山市が人事管理の為に導入している『人事異動調査』『業績評価』『勤務評定』『自己申告』を定期的に活用し、市担当課長や所長が中心となり職員の業務に対する面談やモニタリングを実施する等、客観性・公平性・透明性を確保する人事評価を組織的に実施している。また、処遇においても昇任・昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境がある。職員には『富山市教育・保育指針』に明文化されている『望ましい職員像』についても周知している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市では、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』、月末金曜日を『さわやかフライデー』とネーミングして、ノー残業デーを奨励し、職員の定時帰宅を促している。職員の心身の健康を確保するため『ストレスチェックシート』で年1回心身の状態を確認し、希望や必要があれば富山市庁内の『こころの相談室』で臨床心理士の相談が出来るようになっている。また、今年度から、新事業として20代～30代の職員を対象とし、市担当課の保育士に相談できる『いつでもどこでもお悩み相談室』という相談窓口を立ち上げ相談しやすい環境を整えている。保育所でも、年2回の所長面談を通して職員の意向を確認したり、日頃から言葉をかけ、悩みや相談について何時でも対応できるようにしたりしている。月末には、年次休暇取得状況や時間外労働時間を把握し、状況によって調整する等、ワークライフバランスに配慮した環境づくりに努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

<p>正規職員は年2回の業績評価や個別面談において、目標項目、目標水準、目標期限を明確にし、進捗状況を確認しながら、目標達成に向けて評価をしている。会計年度任用職員は、年度初めに人事評価記録書と所長面談において目標を明確にし、年度末に評価している。その際、職員一人ひとりの目標が保育所の目標や方針と整合性が取れているか確認すると同時に具体的な目標となるよう助言や支援をしている。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>富山市は、保育関連分野において分類された、教育・保育に関する研修計画の基本方針を作成しており『望まれる職員像』も明記されている。「令和5年度 古里保育所単年度事業計画」に研修による人材育成が明記され、市担当課の『令和5年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体の研修等に参加している。自園研修テーマ「保育に必要な知識、実践力を身に着け、保育の質を向上させる」を掲げ、研修を行なっている。『富山市保育のガイドライン』にある保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』に明示されている、保育実践に必要な専門的な知識・技能を参考にしながら、保育所が必要とする知識・技術や専門資格等を考慮した研修計画の作成・実施が行われている。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>富山市は各職員5年間の研修履歴が把握できる『富山市保育所職員研修受講履歴書』を作成し導入している。保育所ではそれらの情報を基に、年齢、経験、担当年齢、希望等を踏まえ年間計画を作成している。また、年度途中に案内がある様々な機関の研修案内やリーフレットを回覧し、希望に応じて参加できるよう配慮している。研修参加後は『研修受講報告書』を記載し、全職員に回覧し周知を図っている。昨年、保育助手の職員が子育て支援員の資格を取り、次は放課後児童クラブの支援員の資格を目指しており全面的にサポートしている。全ての職員が具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点を明確にした、教育・研修に関する基本姿勢に基づき、教育・研修の機会が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>富山市作成の『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』に基づき、保育所独自の「実習生受け入れマニュアル」や「14歳の挑戦のしおり」「保育実習のしおり」等を作成し、副所長が窓口となりそれぞれの目的に応じた実習や体験学習を受け入れている。専門職種ごとに、学校側が作成した実習の手引きを基に、実習プログラムを作成し、実習期間中も実習生や学校側と打ち合わせをしながら継続的な連携を維持するようにしている。実習生の指導担当者は富山市こども保育課主催の実習生指導に関するマネジメント研修を受けている。保護者には、お便りや玄関の掲示等で、実習期間等について周知している。今後は、実習期間の実習生側の記録だけでなく、より効果的なプログラムとなるよう、保育所として実習報告書</p>		

を作成する等、評価・反省・課題が次の実習に反映される体制づくりが望ましい。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市が運営するウェブサイト『育さぼとやま』の中で、保育所情報や第三者評価受審状況の掲載を子育て情報と併せて掲載している。富山市としての子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、第三者評価の受審、苦情・相談内容の公表や、保育の向上に関わる取組を「保育所だより」や玄関での掲示を通して情報の提供に努めている。地域住民には、年4回「古里保育所だより」を回覧したり、保育理念や保育方針を記載したパンフレットを地区センターや行事に招待した来賓に配付したりし、保育所の活動や取組について発信している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当されている。それらの扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、収支計画を作成し、所長が責任者となりマニュアルに基づき適正な出納管理が行われている。監査については、富山市監査委員事務局により定期的実施されている。その結果を受け、指摘事項に基づき、改善に努めている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」「中長期事業計画」「単年度事業計画」の中で、地域との連携及び交流について記載している。自治振興会定期総会・学校運営協議会への参加や『ふるさと地区だより』『小学校だより』を通して地域の情報を収集している。地域行事に積極的に参加したり、老人会と交流する機会をもちたりして、地域の人々との交流を深めている。シニアサポーターや地域の有志の方に園庭除草、老人会に野菜や草花の苗植えの協力をしてもらっている。地域の行事や活動に参加する際は保護者に参加の可否を確認し、職員が引率して参加している。今後、子どもと地域との交流活動をさらに広げ、社会性を育むための取組を進めていくことに期待したい。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>富山市こども保育課作成の『保育のガイドライン』に基本姿勢が明記されている。「ボランティア受け入れマニュアル」に基づき事前説明を行い、保険の登録やボランティアのクラス配置等を行っている。シニアサポーター事業についても、実施要綱に基づき実施し除草や絵本の修理等の協力を得ている。「全体的な計画」「中長期事業計画」「単年度事業計画」の中で小学校との交流・中学校へのキャリア教育・14歳の挑戦等について記載し実施している。学校運営協議会への参加や小学校教諭との情報交換を行っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な子どもについては、関係機関等と連携をとり、助言・指導を受けたことを職場会議で情報共有し、職員間で周知している。保育活動やボランティア活動、地域との交流において、各活動に応じた関係機関との連携を大切に活用している。保育所として必要な地域の様々な社会資源を明確にし、適切な連携を図れるよう保育所独自のわかりやすい地域連携図を作成し活用していくことに期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>学校運営協議会・自治振興会定期総会・地域行事等への参加を通して、地域のニーズや課題の把握に努めている。年30回親子サークルを実施し、地域の未就園児とその保護者に交流の場を提供している。また、地域の団体や民生委員児童委員とも定期的に連絡を取り合っている。親子サークルに参加した保護者から受けた育児相談に応じる中で、生活課題やニーズ等を把握するよう努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域行事に参加したり、校下作品展で地区センターや公民館に子どもたちの作品を出展したり、地元のテレビ局の撮影に応じたりしている。親子サークルの他、スマイル保育（富山市障害児等通所指導）事業も実施しており、地域の子どもの育成や支援も行っている。災害時、地域に避難所が開設された場合、地区センターの班要員となっている保育所職員が避難所へ赴き、地域住民の支援を行う体制が整っている。今後も地域との連携を図る活動に積極的に取り組んでいくことに期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」に子どもを尊重した保育について記載してあることを、職員は把握している。年度初めに、保育所の基本理念や方針、保育目標、具体的な取組について会議で話し合い共通理解している。園内研修で『児童憲章』『倫理綱領』の読み合わせを行い『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を実施し、子どもを尊重した保育について理解を深めている。日頃の保育の中で一人ひとりの思いを受けとめ、すべての子どもに平等に接する言葉がけや関わりを心がけている。人権擁護に関する研修に参加し、内容を職員に伝え周知している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>富山市こども保育課作成の『プライバシー尊重マニュアル』があり、全員で読み合わせをしプライバシー保護に十分配慮して保育を行っている。プール遊び時の着替えやおむつ交換の際には、手作りの衝立を使いプライバシーに配慮している。園外保育の際は名札を保育所名に変え、個人名がわからないようにしている。個人情報の取扱いについては『富山市個人情報保護条例』に基づき適正に取扱い、情報の漏洩がないよう職員に周知している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市子育て支援ガイドブック』『保育所等入所のご案内』『保育所パンフレット』等は、保育所玄関・地区センター・行政サービスセンター等公共施設のいつでも入手できる場所に設置している。保育所見学者は随時受付し、希望に添えるように配慮している。「見学者の対応手順マニュアル」があり、これに基づいて見学時には保育所パンフレットを渡し、丁寧に説明し対応している。市のホームページや『富山市子育て支援ガイドブック』『保育所等入所のご案内』保育所のパンフレットに掲載する情報は、毎年確認や見直しを行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始や変更については、毎年、年度始めや入所説明会時に「重要事項説明書」を基に保護者にわかりやすく説明し、同意書も記載してもらっている。変更点があった場合は、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』やお便り等で随時知らせている。特に配慮が必要な保護者への説明には所長が対応している。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>転所や就学の際は転所先や小学校に、子どもの配慮すべき事項や必要な書類（転所先には保育経過記録、災害共済給付契約加入同意書、生活管理指導票等、小学校には保育所児童保育要録）で知らせたり、話し合いの場を設けたりして保育の継続性に配慮している。保育所の利用終了後も、相談機関として担当者や窓口があることを書面（修了式案内状の下欄）に記載して伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>日々子どもたちの表情や遊びの様子から子どもの満足感を把握し、やりたいことが存分に楽しめる環境づくりに努めている。保育参加及び参観後に保護者に感想を記入してもらったり、大きな行事や年度末にはアンケートを実施したりして保護者の満足度を把握している。アンケートは、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で実施、集計したものを用紙で渡すなど公表し、次年度の行事や保育に反映している。春に個別懇談会、冬に年齢別懇談会を実施している。その他保護者から要望があれば、随時相談に対応している。保護者とは、必要に応じて保護者会に出席したり、保護者会長とお互いの意向を伝え合ったりし、情報共有して協力体制を築き保護者に満足してもらえよう配慮や工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>玄関に「苦情解決システム」を掲示し「意見要望箱」を設置して保護者が随時利用できるようにしている。苦情内容や対応策については、職場会議で話し合い保育に反映するようにしている。苦情を申し出た保護者が特定されることのないよう、公表の方法には十分配慮するようにしている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>保護者が必要に応じて利用できるよう、玄関に「個別相談申込書」を設置している。申込書には、相談を希望する職員について、所長・副所長・担任・その他から選択できるようにしている。相談を受ける場所は他の保護者から見えないよう、空き部屋・遊戯室・ランチルーム等を使用し、プライバシーが守られるような環境づくりに配慮している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>保護者とは話しやすい雰囲気づくりに努め、積極的にコミュニケーションをとり、良好な信</p>		

<p>頼関係を築くことを大切にしている。保護者からの相談や意見は丁寧に傾聴し、全職員で対応策を共通理解して保育に反映するように努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 富山市担当課の『保育所危機管理対応要領』に基づき、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり、組織的に体制を明確化しSHELLモデル（事故防止対策）等を行い再発防止に努めている。「ヒヤリハット報告書」や「事故報告書」に記載し、改善策や再発防止策を全職員に周知している。必要に応じて職場会議で話し合い確認している。「事故発生時フローチャート」を作成し、全職員が見やすい場所に掲示し周知している。危機管理に関する研修会に参加し、研修内容を職場会議で報告したり資料を回覧したりして全職員に周知している。今後もリスクマネジメント体制の構築に努め、安心安全な保育所を目指すことに期待したい。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 感染症の予防策として、丁寧な手洗いやうがいの指導、換気や空気清浄機の使用、遊具や施設内の定期的な消毒を行っている。感染症発生時には、その感染症についての情報（症状や感染経路・対応・予防策等）を記載した資料を玄関に掲示し、ミーティング等で職員にも周知している。『保健のしおり』や『感染症対策ガイドライン』に基づき予防や感染症発生時の対応をしている。嘔吐処理については「嘔吐物の処理手順マニュアル」があり、年1回シミュレーションを行っている。保護者への情報提供については、園内での感染症発生状況の他に、サーベイランス（感染症に関する情報収集の仕組み）による地域の感染症状況等も玄関に掲示し情報提供している。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 『非常災害対策計画』や「避難確保計画」に、災害時の対応体制を記載している。保育所の近くに川があることから洪水を想定した「避難確保計画」を作成し、具体的な対応や体制を記載している。近隣小学校の3階まで避難する訓練を行っている（9月に実施）。子どもの安否確認は担任が行い、速やかに所長に報告する体制になっている。災害時に備え非常食と水を備蓄し、調理員が定期的に賞味期限を確認し入れ替えている。子どもの安全確保のためには、地域との連携も大切になってくるため積極的に構築していくことに期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市保育所保育のガイドライン』に記載されている保育に関する標準的な実施方法を指針として「全体的な計画」に基づき指導計画を作成している。担当保育士が作成した指導計画は、所長・副所長が内容や評価反省を確認したり、日頃の保育の様子を見て子どもの関わり方について助言や指導をしている。『保育のガイドライン』に子どもの権利、子育て支援の項目に子どもの尊重やプライバシーの保護について記載してあり、職員で読み合わせることで周知し、保育の中で実施している。今後、生活や保育の様々な場面で必要な手順書・マニュアル等を職員間で話し合い、さらに充実した内容にしていくことに期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の見直しについては、指導計画など文書・記録類は内容に応じて年度末、月末、週末の職場会議や年齢別ミーティング等で話し合い見直しを行っている。職員で話し合っ出た意見や保護者アンケートの意見は「全体的な計画」や保育内容に反映している。今後もPDCAサイクルを継続的に実施し、職員間の共通理解を図り保育の質の向上へとつなげていくことに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に基づき、子ども一人ひとりの発達段階にあった目標を掲げ、適切なアセスメントを実施し指導計画を作成している。各担当が責任を持ち指導計画を作成し、所長・副所長が確認している。PDCAサイクルに基づいた指導計画になっているか所長・副所長が確認している。年2回実施している保護者向け意向調査（どんな子どもに育ててほしいか）を記入してもらい、それを児童票（在籍する子ども一人ひとりの家族情報や緊急連絡先、健康状況、成長過程、保育過程などを記録する書類）の発達・経過記録に記載し支援計画をたてている。特別な配慮が必要な子どもについては、関係機関等と連携をとり保育の提供を行っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年齢別及び異年齢児指導計画の内容については、毎月のクラス会議で検討し、担当者が毎週末及び月末に振り返りを行い評価・反省を記載している。指導計画の振り返りを基に、翌週又は翌月の保育内容に変更や追加がある場合は、色ペンで分かるように記載し保育に反映している。今後も定期的にPDCAサイクルの取組を実施し、保育の質の向上に努めていくこ</p>		

とに期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの個別ファイルがあり、入所時からの経過がわかるように児童票に記載している。『児童票の発達・保育経過記録』の記入方法については、富山市こども保育課作成の『記録のポイント』を参考にし、必要に応じて所長や副所長が個別に指導を行っている。必要な情報はミーティングノートの回覧や職場会議で、速やかに全職員に周知している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>個人情報に記載された書類は、施錠できる棚に保管している。『富山市文書保存年限基準表』に基づき保存及び廃棄を行っている。毎年春に公務員倫理研修を実施し、個人情報の漏洩や書類の持ち出しがないよう全職員に周知徹底している。児童票を棚から出す際には「児童票管理簿」に時間・児童名・職員名を記入し所長が確認している。「重要事項説明書」に個人情報保護について記載しており、取扱いについて保護者に説明している。また、写真の掲示やメディア取材等については、保護者に意思確認のため承諾書に記載してもらっている。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育所の理念、保育所の方針や目標に基づき「全体的な計画」が作成されており、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。前年度末に、3歳以上児会議、2歳児会議、0・1歳児会議、職場会議で「全体的な計画」の評価・反省・見直しを行い次年度の編成に生かし、年度初めには新年度職員で再度検討し作成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>0・1歳児クラスには畳スペースがあり、あそびに応じてのびのびと活用している。2歳児以上クラスにおいては、マットやソファ等を設置し、くつろいだり遊んだりできるようにしており、コーナーや空き部屋等を利用し好きな遊びが楽しめるようにしている。温度、湿度を意識しながら保育を行い、必要に応じ加湿空気清浄機やエアコン、ファンヒーター等を使用し快適に過ごせるように配慮している。また「清掃・消毒チェック表」を作成し、施設内や遊具の衛生管理に努めている。木をふんだんに使用したつくりのランチルームがあり、3歳以上児が楽しく食事をしている。3歳未満児は、ランチルームに続くプレイコーナーで食事をしている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達や家庭環境、個性等をよく把握し、子どもの状態に合わせた関わりを心がけている。子どもの欲求や気持ちに応じて優しく対応し、心地よく生活できるように努めている。また、子どもが保育士との信頼関係を築くことができるように会議等で話し合い、職員間でも共通理解を深めている。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、せかず言葉や制止する言葉を不必要に使用しないことを会議等で話し合っている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分でやろうとする気持ちが育つように尊重し、見守り、さりげない援助等を心がけ「できた」という満足感や達成感が味わえるように配慮している。手洗い、歯磨き、片づけ等は、年齢に応じてイラストで分かりやすく図式化した手順書を作成し、子どもの目線に合った場所に掲示している。子どもが基本的な生活習慣が身につくように、急がせることなく一人ひとりの子どもにとって適切な時期に援助する等配慮している。</p>		

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもがしたい遊びを自分で選んで遊べるよう、子どもの興味・関心に合わせて遊具や環境を設定している。また、当番活動や年齢別活動、食事の準備等も自分で気づいて見通しを持って活動することができるよう掲示物等工夫している。子どもが作ったり遊んだりできるように、お菓子箱、トイレトペーパーの芯、色画用紙、広告、折り紙等や、のりやハサミ等を共同で使用できるようにしており、制作物は、廊下に展示している。</p> <p>運動会で経験したりレーや玉入れ等、園庭で継続して遊んでいる。友だちと関わって遊ぶ楽しさを味わえるとともに集団生活のルール等を知らせる環境を整えている。園庭では昆虫やカエル等の生き物と触れることができる。捕まえた虫を図鑑で調べ名前を覚えたり、飼育したりしている。保育室ではダンゴムシ、カブトムシの幼虫、アゲハチョウの幼虫等を飼育している。また、園庭にはサクランボ、姫リンゴ、グミ、柿、キウイ、ドングリ等の実のなる木があり季節に合わせ収穫している。植物や虫等がすぐに調べられるように図鑑等を設置する場所を工夫する等、子どもたちの活動がより豊かになる環境づくりを期待したい。</p> <p>地域の祭りや行事、老人会や小学生との交流等、地域の人々とのふれあいを大切に社会体験が得られるようにしている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>0・1歳児混合クラスは畳スペース、フローリングスペース、食事スペースがあり広々とした環境で生活している。同じ保育士が子どもに寄り添い優しく話しかけたり、抱っこしたりして愛着関係を築くようにしている。子どもたちに人気があるキャラクターの手作り玩具を用意し一人ひとりの子どもの発達や興味・関心に応じ対応している。ハイハイやつかまり立ち、伝い歩き等一人ひとりの発達に応じ、環境を整えたり適切な関わりを心がけたりしている。毎日連絡帳にその日の子どもの様子（体調、ミルク量、離乳食、発達面）等を記入したり、口頭でも伝えたりして保護者との連絡を密にしている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>探索活動が十分にできるように、危険な場所をクッションでガードをする等、事故防止に努めている。生活に必要な基本的な習慣については、自分でやりたいという気持ちを大切に、見守りながらさりげなく援助して「自分でできた」という喜びを感じるようにしている。他の年齢のクラスとの交流をしたり、園庭で一緒に遊んだりしている。また給食室へ見学に行き、調理員と会話したり、料理する様子を見たりしている。送迎時の保護者との会話や連絡帳を通し、子どもの状況について連携を図っている。また、職員間で共通理解を図るべき内容は、口頭やミーティングノートを通して確実に伝達し、一人ひとりに応じた配慮を心がけている。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>3歳児の年齢別活動では、発達や興味に応じた遊びを工夫して取り入れ、一人ひとりの気持ちを受け入れながら、できることを伸ばし、意欲的に生活ができるようにしている。4歳児の年齢別活動では、友だちとの関係を深め、一緒に活動する楽しさを味わうことができるような活動を多く取り入れるとともに、自己肯定感を高め、自己発揮できるような関わりをしている。5歳児の年齢別活動では、一人ひとりの思いや個性を大切に言葉をかけながら、活動に自信を持って参加できるようにするとともに、最後までやり遂げることができるよう励まし、主体性や協調性が身につくように関わっている。異年齢活動では、運動会等のイベントを通して、楽しかった遊び（リレー、玉入れ等）が異年齢児に引き継がれ、あこがれや思いやりの気持ちが育つよう、保育士が環境を整えたり見守ったりしながら発達を促している。子どもの育ちや活動について、玄関掲示や「クラスだより」「古里保育所だより」等で保護者や地域に発信している。今後、自然いっぱいの園庭で虫や植物との出会いや触れ合いから豊かな感性や認識力、思考力、表現力が培われることに期待したい。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>障害に応じ、落ち着いて生活や遊びができるように配慮している。個別の指導計画を作成し子どもの発達状況や課題等を保護者と情報を共有し、共通認識を持つようにしている。縦割りクラスや年齢別活動での友だちとの関わりを大切に、子どもたちが個別配慮児を自然に受け入れ生活ができるように配慮し、共に成長できるような環境を整えている。年2回専門機関の職員に支援方法や発達について相談したり助言を受けたりしている。毎年、市こども保育課主催の『障害児保育研修』を受講し、研修内容は職員間で共通理解を図っている。今後、保護者に対しても、保育所で行っている支援方法について理解を深める取組や工夫を期待したい。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>早朝保育や延長保育は、0・1歳児保育室を利用し家庭的でゆったりと過ごせる環境である。年齢の異なる子どもが一緒に過ごす等の環境の変化から情緒不安定になる子どもには、保育士が寄り添ったり抱っこしたりして心身の安定を図るようにしている。18時以降の延長保育児にはおやつを提供がされており、水分補給は常時できるように用意してある。各クラス担任から遅番職員へ、遅番職員から早番職員へ引継ぎが行われ、必要な事項はミーティングノートや口頭で確実に伝達するようにしている。担任と顔を合わせる機会が少ない保護者には、担任が直接話せる機会に、意識して話しかけ連携が十分に取れるように配慮している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p>		

「全体的な計画」に「小学校との連携」の項目を設け記載し毎年継続されている。また5歳児の指導計画にも記載し、就学を見通した保育を心がけている。年度後半の年齢別活動では、文字あそびや数あそびのワークをする等、就学を意識した活動を取り入れている。また、実際に小学校用の大きな食器を使用して給食を食べたり、保護者に展示・紹介し見てもらったりしている。1月の年齢別保育参加時には、就学を意識した活動の様子を見てもらい期待と見通しが持てるように取組んでいる。小学校教諭が来所したり、年長児担任が小学校へ行ったりし、就学に向けての情報及び意見交換を実施している。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ b ・c
----	------------------------------	----------------

<コメント>

「保健計画」を作成し、月初めに子どもたちにその月のねらい等を知らせ、それを意識した保育を実施している。保護者には「重要事項説明書」や保育運営についての発刊物で、保健衛生や感染症対策等について知らせている。登所時、家庭より検温表に記入してきてもらい、日中は3歳未満児は2回、3歳以上児は1回検温を実施している。子どもの体調がすぐれない場合は「健康状態経過観察記録票」に記入し、保護者に渡し口頭でも詳細に説明を行っている。以後2～3日間、保護者に様子を聞き病状や怪我の確認をしている。家庭からの体調に関する連絡は、ミーティングノートや口頭で担任に知らせ職員間においても「家庭からの体調に関する一覧表」を作成し情報共有をしている。「予防接種歴・罹患歴調査票」を年1回保護者に確認してもらい、予防接種を受けた際は連絡帳等で知らせてもらっている。「SIDS（乳幼児突然死症候群）対応マニュアル」があり年度初めに職員で読み合わせをし、確認をしている。午睡時、子どもの顔色や呼吸等を観察したりうつぶせ寝にならないように気をつけたりし、0歳児は5～10分ごとに（月齢や健康状態に応じて）、1歳児は15分ごとに確認し「SIDS表」に記入している。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ b ・c
----	-----------------------------------	----------------

<コメント>

健康診断・歯科健診の結果は各クラスの担任が把握し、全職員で把握しておくべき内容は、会議等で伝えている。歯の衛生週間には、視覚教材を使用し歯の大切さを伝え、歯の正しいみがき方等を再確認している。保護者には『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で健診結果を知らせ、必要に応じて個別に伝えている。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ b ・c
----	--	----------------

<コメント>

『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』の内容を理解し組織的に取組んでいる。アレルギーのある子どもには、別テーブルで職員がつき、専用のお盆、食器を使用し名札をつけ、食事は4重チェックをして誤食防止に努めている。アレルギー疾患について保護者から詳しく聞き取り、アレルギー対応食の献立表を配付し、連携を取りながら食事、安全面に配慮している。保護者に「生活管理指導表」を年1回提出してもらい、受診した際は、負荷試験の様子等を詳しく聞いている。市こども保育課主催の『アレルギー対応研修』に参加し、

内容を全職員で周知したり、エピペン（アナフィラキシーショックの対応のための自己注射キット）の練習を実施したりしている。2歳以上児クラスでは、アレルギー児やアレルギー食材について子どもに説明し、アレルギー児の食事テーブルに接触することがないように伝えている。保護者には、給食参加時に説明し様子を見てもらっている。

A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ b ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>

木の香りがする広々としたとしたランチルームは、給食室と隣接している。「食育計画」のもと月のねらいに基づき保育を実施しており、調理員と連携を図りながら、調理の下処理の手伝いやクッキング、野菜の栽培、栄養調べ等、さまざまな食育活動に取り組んでいる。3歳以上児はランチルームで食事をしており、バイキング形式で、自分で食べられる量を考えながら盛り付けたり、お代わりを自由にできるようにしたりしている。3歳児は見本の量を見ながら自分で食べられる量を盛り付けている。3歳未満児は、保育士が一人ひとりの食べる量を把握し調節している。野菜をハートや星の形にしたり、見た目にも楽しんで食事ができるようにしたり工夫している。保護者には、子どもの家庭での食事の様子を聞いたり、保育所での食生活を伝えたりし関心を持つように努めている。また、食育コーナーに給食やおやつレシピを置き、自由に持ち帰ることができるようにしている。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ b ・c
----	---	----------------

<コメント>

一人ひとりの発育に合わせメニューや調理方法を工夫し、その日の子どもの体調に合わせた食事の提供をしている。保育士、調理員が毎日子どもと一緒に食事を取り、子どもの嗜好、喫食状況等を把握し、無理なく楽しく食事できるように一人ひとりに言葉がけをしている。年2回の喫食量調査、毎月の子どもの喫食状況等の献立反省を、市こども保育課に提出し献立に反映している。旬の物を献立に取り入れており、子どもたちが栽培した野菜も調理員が工夫して調理し季節感のある食事となっている。今年度の食育のテーマ『日本の味めぐり』に合わせて、月1回、日本各地の郷土料理がメニューとして提供されている。また、七夕、冬至、クリスマス、ひな祭り等、行事食を取り入れた食事も提供している。給食室の見学、毎日のバイキング時に子どもたちは、調理員と会話を交わしている。『食育の日』は調理員から、その月の食育のメニューや都道府県の郷土料理について興味・関心が持てるように、展示物を見せたり、クイズをしたりしている。『衛生管理マニュアル』に基づき、水道水の残留塩素濃度や食品の温度、冷凍冷蔵庫の温度等をチェックするとともに、食材の取扱いや調理器具等の衛生管理に十分留意している。調理員と子どもたちとのふれあいが多く、また、調理室と玄関が近いため、保護者も直接挨拶をしたり、食に対する相談をしたりする等、親しまれている調理室となっている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の子どもの活動や保育等の玄関掲示、ドキュメンテーション、「保育所だより」「クラスだより」「行事のお知らせ」等で保育のねらいや内容を知らせ、保護者の理解を得ている。連絡帳や送迎時の会話、個別懇談会、保育参観、保育参加、運動会、発表会等を通して、保護者と子どもの成長を共有している。個別懇談会、連絡帳、送迎時での会話等での情報交換の内容は、必要に応じ児童票に記入し、職員間で共通理解したことを保育に反映させている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時には、積極的に保護者とコミュニケーションをとるようにし、話しやすい関係・雰囲気をつくるように努めている。保護者からの相談は、希望する日時、職員を聞き要望に応えるように配慮している。相談内容によって「苦情マニュアル」に沿って適切に相談に応じる体制が整っている。毎日のコミュニケーションや連絡帳等から、保護者に援助が必要と感じた場合は声をかけ相談に応じ、保育所の専門性を生かした支援を行っている。保護者からの相談は、所長、副所長に報告し、返答内容を共有している。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童虐待防止マニュアル」に基づき、チェックポイントを職員で把握し、子どもの心身の状態や家族の様子等に十分注意し観察や情報収集し、早期発見に努めている。虐待が疑われる場合は、所長が児童相談所や市こども保育課に連絡する体制が整っている。『虐待・虐待の疑いを発見した場合のマニュアル』があり参考にしている。園内研修で「児童虐待防止マニュアル」や『虐待・虐待の疑いを発見した場合のマニュアル』について話し合い、虐待の兆候を見逃さないように努めている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>毎日および毎週自らの保育の振り返りを行い、各年齢の月間・週間指導計画に評価・反省を記載している。クラスミーティングを月1回実施し職員で保育の振り返りを行っている。当保育所独自に、月間・週間指導計画に毎日の保育実施内容を記載する欄を設け、記入することで週の振り返りを次の保育に向けての改善に活かしている。評価・反省を記録する際には、子どもの活動や結果だけでなく、子どもの育ちや取組む過程を含めて評価・反省をし、子どもの育ちを捉える視点と、自らの保育を捉える視点から振り返りを行っている。指導計画の評価・反省のほか『第三者評価の自己評価票』『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『保育のガイドラインチェックリスト』『事故防止年齢別チェックリスト』等を定期的に行い保育所全体の自己評価につなげるようにしている。</p>		